

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(1) 生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について

生活困窮者自立支援事業のさらなる質の改善に向け、好事例提供など、実施市町村における支援員の育成やスキルの維持・向上のための研修を行うこと。
国に対しては、処遇改善による人員確保に必要な予算の確保を働きかけるとともに、実施自治体（市町村）に対する財政支援を拡充すること。

また、NPO 法人や社会福祉法人、社会福祉協議会、労働者福祉協議会などの社会資源を活用し、大阪府としても財政支援を行うこと。

さらに、生活基盤である住居を確保するため、賃貸住宅登録制度の周知や、登録住宅の改修・入居者への経済的支援、要配慮者に対する居住支援を推進すること。

(回答)

※下線部について回答

大阪府では、市町村における支援員の育成やスキルの維持・向上を図るため、生活困窮者自立支援制度人材養成研修を実施しています。研修の中では、自立相談支援機関と NPO 法人や社会福祉法人等との連携強化に向け、連携の好事例を紹介するなど、社会資源の活用に向けた支援を実施しています。

また、国に対しては、生活困窮者自立支援事業のさらなる質の改善に向け、全国主要都道府県民生主管部局長連絡協議会や近畿府県民生主管部長会議を通じ、支援員等の質的量的確保を図るとともに、必要な財政措置、技術的な支援を講ずるなど、制度を所管する国として積極的に役割を果たすよう要望しているところです。

(回答部局課名)

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(1)生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について

生活困窮者自立支援事業のさらなる質の改善に向け、好事例提供など、実施市町村における支援員の育成やスキルの維持・向上のための研修を行うこと。

国に対しては、処遇改善による人員確保に必要な予算の確保を働きかけるとともに、実施自治体（市町村）に対する財政支援を拡充すること。

また、NPO 法人や社会福祉法人、社会福祉協議会、労働者福祉協議会などの社会資源を活用し、大阪府としても財政支援を行うこと。

さらに、生活基盤である住居を確保するため、賃貸住宅登録制度の周知や、登録住宅の改修・入居者への経済的支援、要配慮者に対する居住支援を推進すること。

(回答)

生活困窮者などの住宅確保要配慮者が安心して住まいを確保できるよう、民間賃貸住宅等を活用した居住支援体制の構築を図っています。

具体的には、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録等を含む住宅セーフティネット制度について、府、市町村、家主や宅建業者等で構成する会議などあらゆる機会をとらえ、周知・啓発を行っています。

また、経済的支援については、セーフティネット住宅を活用した家賃低廉化等の国による補助制度に関して、市町村や居住支援法人等を対象とした研修会において制度活用事例の紹介等を行っています。

さらに、地域の実情に応じた居住支援体制の構築に向け、入居支援等を行う居住支援法人や不動産事業者などが参画した市区町村単位の「居住支援協議会」の設立を促進するため、民間事業者等が連携した協議会設立に向けた取組に対し補助を実施しています。

なお、令和6年6月の住宅セーフティネット法改正により、居住支援法人等が住宅確保要配慮者のニーズに応じて、安否確認、見守り、適切な福祉サービスのつなぎを行う居住サポート住宅の認定制度の創設や、市区町村単位の居住支援協議会設立の努力義務化、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化などが盛り込まれたところです。

国において令和7年10月に施行が予定されていますが、引き続き、国の動きを注視しつつ、居住支援体制の充実に向け取り組んでまいります。

(回答部局課名)

都市整備部 住宅建築局 居住企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

がん早期発見のため、若年世代から毎年受診できるよう検診制度を改定し、府民の特定健診や各種がん検診の受診率向上を図ること。AYA 世代にがん検診の積極的な受診を促すための取り組みを強化すること。

また、市町村と連携し、「健活 10」「おおさか健活マイレージ “アスマイル”」等の取り組みを充実し、府民により広く周知すること。特に、高齢者の健康増進・孤立防止の取り組みを強化し、長期的な視点での介護保険負担の軽減につなげること。

(回答)

※下線部について回答

大阪府では、市町村が実施する介護予防や自立支援・重度化防止に向けた取組について研修やアドバイザー派遣などにより市町村を支援するとともに、健康体操等を実施する「住民運営の通いの場」を支援する専門職の養成・派遣による広域的支援体制の整備にも取り組んでいます。

全ての高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた各保険者の取組を支援してまいります。

(回答部局課名)

福祉部 高齢介護室 介護支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

がん早期発見のため、若年世代から毎年受診できるよう検診制度を改定し、府民の特定健診や各種がん検診の受診率向上を図ること。AYA 世代にがん検診の積極的な受診を促すための取り組みを強化すること。

また、市町村と連携し、「健活 10」「おおさか健活マイレージ “アスマイル”」等の取り組みを充実し、府民により広く周知すること。特に、高齢者の健康増進・孤立防止の取り組みを強化し、長期的な視点での介護保険負担の軽減につなげること。

(回答)

市町村が実施するがん検診（対策型検診）は、利益（死亡率減少）と不利益（偽陰性、過剰診断、偽陽性等）の程度を比較し、効果が確かめられた方法で行うことが重要であることから、科学的根拠に基づき国の指針において、検診の種類毎に対象年齢や受診間隔等が定められており、市町村はこの指針を踏まえ実施しています。

また、AYA 世代のがん患者のうち、7 割を女性が占めており、乳がんや子宮頸がんのり患が多くなっていますが、これらのがんは検診受診率が低く、若年層のり患率が増加傾向にあるため、若年世代に対し、がんの早期発見に向けた定期的な検診についての啓発が重要です。このため、今年度、大阪公立大学と連携し、学生時代から検診の重要性について知ることにより、卒業後も引き続き定期的な受診の定着をめざすため、啓発動画やチラシを作成しキャンパス内で放映、配布するなど、子宮頸がん重点をおいた事業を実施し、がん検診の重要性を呼びかけてきたところです。

本府としましては、引き続き、がん検診への関心が薄い若年世代に当事者意識が芽生えるよう、市町村や医療保険者等と連携しながら、検診の受診率向上に努めてまいります。

また、若い世代、働く世代から高齢者まで、府民が生涯にわたって主体的に健康づくりに取り組んでもらえるよう、「大阪府健康づくり推進条例」に基づき「健活 10」を軸に、特定健診など健康づくり活動の普及啓発を行うとともに、生活習慣病の発症予防・早期発見・重症化予防に取り組み、健康寿命の延伸を目指しています。なお、取組みの推進にあたっては、市町村等にも参画いただいている「健活おおさか推進府民会議」を中心に多様な主体と連携・協働しながら、“オール大阪体制”で取り組んでいます。

また、「おおさか健活マイレージアスマイル」については、より多くの府民の方にご利用いただくため、市町村とも連携し、様々な媒体を活用した広報をはじめ、各種健康イベントでの周知をすすめるとともに、企業や医療保険者等と連携したPRリーフレットの作成や様々なプロモーション活動を展開しており、令和6年12月末時点で約44万人の方にご利用いただいております。

引き続き、市町村や医療保険者、民間企業、保健医療関係団体等と連携を強化し、「健活10」および「アスマイル」を活用した健康づくりの推進に取り組んでまいります。

(回答部局課名) 下線部について回答
健康医療部 健康推進室 健康づくり課
国民健康保険課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(3) 医療提供体制の整備に向けて (★)

① 医療人材の勤務環境と処遇改善について

労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスの実現にむけて、医師の労働時間上限規制への整備を図るなど健康配慮に対する取り組みを強化すること。

医療従事者の賃上げに向けて、ベースアップ評価量等の取得支援として医療機関への情報提供や相談対応を強化すること。

また、看護師等の医療人材確保のためキャリアアップの仕組みの確立、専門性向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。潜在医療従事者が大規模災害等の緊急時に復職できる仕組みを、医療機関と連携し構築すること。通常時・有事に柔軟な対応が取れるよう保健所の体制整備に努めること。

(回答)

大阪府では、大阪府医療勤務環境改善支援センター（以下「勤改センター」という。）を設置し、働きやすい勤務環境整備などの相談への助言などを実施し、府内の医療機関における勤務環境の改善に向けた取り組みを支援しています。令和6年4月に医療機関に勤務する医師の時間外・休日労働時間の上限規制が適用されたことから、同年7月に医師の長時間労働などの実態を調査し、課題のある医療機関に対しては、勤改センターが必要な支援を行うとともに、タスクシフト・シェアに資する特定行為研修修了者の就業状況や、業務の負担を減らす好事例等の実態を調査し、好事例を医療機関に横展開するなど勤務環境改善への取組を促進しています。

あわせて、健康保持の措置の実効性を確保するために、保健所が医療法に基づき年1回行う医療機関への立入検査において、健康保持の措置に関する取組の実施状況を確認し、必要に応じて指導・助言を行っています。

また、大阪府地域医療支援センターを設置し、若手医師のキャリア形成支援や周産期や救急医療等に係るセミナーを開催するなどにより、大阪府内の医師確保や育成に努めているところです。

なお、ベースアップ評価料に関することについては、国の所管であり、厚生労働省のホームページにおいてベースアップ評価料等に関する特設ページが設けられており、届出様式の記載方法等情報が発信されています。

看護師については、新人看護職員研修や多施設合同研修への支援、新卒就業後3年程度の看護職員に対する研修の実施を通じ、看護職員の質の向上やキャリアデザインの形成を図っています。

加えて、医療法の改正に伴い、令和6年4月から制度化された災害支援ナースについては、関係団体と連携して確保に努めるとともに、大規模災害など有事の際に対応する看護職員を確保するため、有事の際にご協力いただける意思がある潜在看護職員について、データベースの登録を推奨しています。また、

復職を希望される看護職員に対しては無料職業紹介や年間を通じた看護職員のための就職相談会を開催するなど、円滑な再就業の支援を行っています。

引き続きこれらの事業を充実するとともに関係機関と連携しながら看護職員の確保・養成に積極的に取り組んでまいります。

府の保健所の人員については、毎年度、新たな行政需要や既存の業務の必要性などを十分に精査したうえで、業務の見直しや効率化を図りつつ、業務量に見合った適正な体制となるよう要望・協議を行っており、新興感染症への対応としては、これまでに新型コロナ対策関連業務のために行った増員を一部維持するなどして体制を整備したところです。

また、昨年度策定した府の感染症予防計画では、新型コロナウイルスをはじめ新興感染症のまん延時に、入院調整など保健所業務の一元化を行うことともに、府本庁から府保健所へ応援職員等を速やかに派遣し、保健所の体制を強化することとしています。

さらに、感染拡大時に保健所がひっ迫した原因の一つに「業務の ICT 化の遅れ」があったことから、保健所業務の効率化を図るため、業務の DX 化に取り組んでいるところです。

加えて、自然災害発生時においては、迅速な体制整備を確保するため、職員が勤務場所への参集に時間を要する場合は最寄りの保健所に参集するよう取り決めているほか、人員の不足状況に応じて府本庁等から応援職員を派遣するとともに、他府県からの DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）や公衆衛生チームの応援派遣を受け入れることとしています。

引き続き、保健所が必要とされる役割を果たしていくことができるよう、取組をすすめてまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 健康医療総務課

健康医療部 保健医療室 医療対策課

健康医療部 保健医療室 感染症対策課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(3) 医療提供体制の整備に向けて (★)

② 医師の偏在解消と地域医療体制の向上に向けて

地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するため、出産や育児などで離職した女性医師の復職支援研修を行うなど、効果的な施策を実施すること。特に、医師不足が懸念される救急科や産科、小児科等の医師確保に取り組むこと。

医療の地域間格差解消に向け、地域の医療ニーズや二次医療圏内の病床機能確保など地域の実態を検証し、効果的な医療提供体制を構築すること。

在宅医療を拡充するために、実施している医療機関への助成を行うこと。

また、新たな感染症の感染拡大時における医療体制を考慮し、急性期・回復期・慢性期まで、切れ目なく必要な医療が提供されるよう、「医療機関の機能分化と連携」、「医療と介護の連携」、をそれぞれ推進すること。

(回答)

地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するため、大阪府では医師不足対策を総合的・効果的に実施することを目的に設置した地域医療支援センターを運営するほか、女性医師等の離職防止、復職に向けた取組みを実施する医療機関に対し、補助事業により支援を行っています。また、地域卒の学生に対し、救急科や産科、小児科等の分野での診療業務への従事を返還免除の要件とする修学資金等を貸与する事業を行う他、大阪府が設置する地域医療支援センターによる救急科・周産期医療に関するセミナーの開催や個別の医師に対するキャリア支援の実施などを通じて、大阪府における医師の確保に努めているところです。

本府では、在宅医療の推進に向け、在宅医療に関わる医師、看護師等の育成や、在宅医療提供体制の整備を進めているところです。

具体的な施策として、主に次のような事業を実施しています。

- ・在宅療養患者への24時間往診体制整備に向けて、複数医療機関における連携体制の構築を支援。
- ・将来の在宅医確保に向け、府内の医師（医学生）を対象に同行訪問等の在宅医療研修会を実施する医療機関を支援。
- ・退院支援機能の充実により地域の医療連携体制を構築することで、急変時対応に係る病院機能の強化を図り、在宅療養患者の病状変化時の受入れ体制の確保に努める医療機関を支援。

また、令和6年度からは第8次大阪府医療計画に基づき「在宅医療に必要な連携を担う拠点」及び「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」を設定し、その取組を推進することで、在宅医療を支える地域のサービス基盤の整備を行い、在宅医療が円滑に提供される体制を構築しています。

今後も在宅医療の更なる充実に向け、関係機関への支援等に取り組んでまいります。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、市町村では、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、医療・介護に係る関係機関・団体の連携を推進しております。

府では、市町村が地域の実情に応じ、PDCAサイクルに沿った効果的な取り組みを進められるよう、担当者等を対象とした研修会を開催する等により、市町村を支援しております。

また、市町村が実施する介護予防事業を支援する専門職の育成のために、歯科衛生士や栄養士などの専門職を対象とした研修会の実施などにより市町村を支援しております。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

健康医療部 保健医療室 医療対策課

福祉部 高齢介護室 介護支援課 (下線部について回答)

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(4) 介護サービスの提供体制の充実に向けて (★)

① 介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

人材確保に向け、奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。
 さらには、介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付け、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みの整備を支援すること。

すべての介護労働者の賃金引き上げに向けて、前歴加算も含めた事業所による介護職員等処遇改善加算の取得に加え、上位区分の加算取得を支援すること。
 とりわけ加算未取得の事業所に対しては、個別相談も含め対応を強化すること。

また、介護労働者の職場環境を改善すべく、利用者や事業主からのハラスメント防止に向けて事業主に対する啓発・研修活動を強化すること。

(回答)

※下線部について回答

大阪府では、「大阪府介護・福祉人材確保戦略 2023」を踏まえ、地域医療介護総合確保基金を活用し、「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」に向けた各種事業を実施しております。

介護労働者の確保のための支援として、国の制度を活用し、再就職する潜在介護福祉士や、初任者研修以上の研修を修了して介護分野に就職する方への就職支援金の貸付を実施しています。あわせて、福祉系高校に通う学生への修学資金の貸付けも実施しております。

介護人材の資質向上に向けた取り組みとしては、地域医療介護総合確保基金を活用し、社会福祉施設・事業所職員を対象とした「職員研修支援事業」を委託等で実施し、福祉サービス事業所の倫理と基本理念、組織運営管理、リスクマネジメント研修、人権（介護事業所におけるハラスメント対策、福祉・介護サービス従事者に求められる職業倫理）研修、スキルアップ（介護職に必要なセルフマネジメント力、コミュニケーション力）研修などを行っています。

また、研修計画策定の参考とするため、研修後にアンケートを実施し、管理者等から研修内容について、ニーズ把握を行っているところです。

今後とも、福祉・介護人材の資質向上に向けた取組みを推進してまいります。

(回答部局課名)

福祉部 地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(4) 介護サービスの提供体制の充実に向けて (★)

① 介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

人材確保に向け、奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。さらには、介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付け、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みの整備を支援すること。

すべての介護労働者の賃金引き上げに向けて、前歴加算も含めた事業所による介護職員等処遇改善加算の取得に加え、上位区分の加算取得を支援すること。とりわけ加算未取得の事業所に対しては、個別相談も含め対応を強化すること。

また、介護労働者の職場環境を改善すべく、利用者や事業主からのハラスメント防止に向けて事業主に対する啓発・研修活動を強化すること。

(回答)

※下線部について回答

介護職員の処遇の改善については、制度を所管する国において必要な措置を講じるものであるため、

- ・引き続き他産業との賃金格差の解消に向け、介護支援専門員も含め、介護職員の処遇改善が確実になされるよう、更なる財源措置を行うこと。
- ・事務手続きの簡素化や制度の弾力的運用など、法人・事業者の負担軽減を図ること。
- ・事業者が長期的な視点でキャリアパスや賃金体系を構築し、人材の確保・定着を図れるように、加算ではなく基本報酬に組み込むなど、恒久的な措置を講じること。

について、国に要望しているところです。

なお、令和6年11月に閣議決定された国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」において、「介護現場における生産性向上や職場環境改善等を図ることにより、介護職員の確保・定着や介護サービスの質の向上につなげる」ことを目的に、介護職員等処遇改善加算を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し所要の額を補助する事業が盛り込まれたことから、本府においても、介護サービス事業所等に対し、必要な支援に取り組んでまいります。

また、令和3年度から、介護事業者が、ハラスメントによる就業環境が害さ

れることを防止するための必要な措置を講じることが義務化されていることから、府においては、介護施設等や介護サービス事業所を対象とした集団指導において、ハラスメント等の改正された内容の重点的な説明を実施するとともに、利用者やその家族等のカスタマーハラスメントへの理解促進のためのチラシを作成し周知をしております。

(回答部局課名)

福祉部 高齢介護室 介護事業者課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(4)介護サービスの提供体制の充実に向けて (★)

②地域包括ケアの推進について

地域包括ケアの推進に向け、地域包括支援センターが住民のニーズに則した機能を発揮できるよう、市町村と連携して整備すること。地域包括支援センターの機能・役割の住民への周知・広報を強化し、労働者が介護と仕事を両立できるように知識・サービスを提供すること。

また、市町村での活用事例を共有し、地域包括支援センターを拠点に高齢者と子どもの積極交流など、福祉分野の横断的な活用施策の検討を行うこと。

地域包括ケアシステムの中核機関として、各市町村に最低 1 カ所は、直営の地域包括支援センターを設置するよう働きかけること。

(回答)

※下線部について回答

高齢者をはじめとする多世代が交流する地域住民の交流拠点など、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を形成するため、地域包括支援センター等の福祉分野の関係機関が分野横断的に連携されるよう、引き続き、市町村に働きかけてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(4)介護サービスの提供体制の充実に向けて (★)

②地域包括ケアの推進について

地域包括ケアの推進に向け、地域包括支援センターが住民のニーズに 則した機能を発揮できるよう、市町村と連携して整備すること。地域包括支援センターの機能・役割の住民への周知・広報を強化し、労働者が介護と仕事を両立できるよう知識・サービスを提供すること。

また、市町村での活用事例を共有し、地域包括支援センターを拠点に 高齢者と子どもの積極交流など、福祉分野の横断的な活用施策の検討を行うこと。

地域包括ケアシステムの中核機関として、各市町村に最低 1 カ所は、 直営の地域包括支援センターを設置するよう働きかけること。

(回答)

※下線部について回答

大阪府では、地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメント事業や権利擁護事業が効果的に実施できるよう、市町村職員だけでなく地域包括支援センター職員も対象に、自立支援・重度化防止に資する介護予防ケアマネジメントの推進、介護予防活動強化推進事業及び虐待対応力向上研修などを実施することにより市町村を支援しております。

また、地域包括支援センターでは、総合相談業務として、本人・家族等からの相談内容に応じ情報提供や継続的・専門的な個別支援を実施しております。大阪府でも介護離職を防ぐため、課題を抱える家族介護者が地域包括支援センターの総合相談につながるよう、広報の展開や、コミュニティソーシャルワーカー、民生委員・児童委員をはじめとした地域の多様な主体と連携体制の構築に努めてまいります。

地域包括支援センターの設置基準については、市町村が条例で規定することになっており、センターの増設は市町村が地域の実情に応じて判断するものと考えますが、地域包括支援センターの人材育成や機能強化に向けて研修会などを通じ市町村を支援してまいります。

(回答部局課名)

福祉部 高齢介護室 介護支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて(★)

①保育士等の確保と処遇改善に向けて

保育・幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善をし、人材を確保すること。

職場での定着率を上げるために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、定期昇給制度の確立、適正な配置、研修機会の確保等を積極的に行うこと。

また、大阪府独自の助成金の創設や、「保育士宿舍借り上げ支援事業」拡充に向けた国への働きかけ、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。

加えて「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」未実施の市町村に対する実施へ向けた働きかけを強化すること。

(回答)

大阪府や各市町村においては、子どもの保育環境や職員の働く環境の維持向上等に向け、例年施設への立ち入りによる監査等を実施しており、更には職員への事故防止研修や教育・保育要領に関する研修などを実施することにより、保育の質の向上に取り組んでいるところです。

また、保育士の多様な勤務形態に係る需要や利用児童の多様な保育需要に柔軟に対応できるよう、一定の条件の下で最低基準上の保育士定数の一部に短時間勤務の保育士を充てることができるよう、国において保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いが示されているところです。

あわせて、不安定な雇用形態や低処遇の保育士が生ずることのないよう留意することや、同一労働同一賃金の観点から不合理な待遇差を設けないこと、短時間勤務の保育士を導入する保育所にあっても導入しない保育所と同様の保育単価が担保されることが示されています。

保育所や認定こども園における職員の配置については、国が定める基準を踏まえた、府の設備及び運営に関する条例で定めており、各保育所等においては、この基準を遵守すべく保育士や幼稚園教諭を配置しておりますが、雇用形態等については、雇用主が地域の実情等に応じて判断されるべきものと考えています。

保育士や幼稚園教諭の処遇改善については、平成27年度以降、徐々に公定価格の改善が進み、これまで約6%の改善改正がなされているほか、保育士等の収入を継続的に3%程度(月額9,000円)引き上げるため、必要となる費用を確保することを目的とした加算が、令和4年10月から公定価格において設けられたところです。加えて、一定以上の経験年数があり、所定の研修を修了した中堅の役職職員に対する更なる処遇改善等も実施されています。また、人事院

勧告に準拠した公定価格の基本分単価等の引き上げも行われており、令和6年度には10.7%の改善がなされ、令和7年度予算への反映も決定しているところです。

あわせて、職員の配置基準の改善について、多様化する保育ニーズに対応し、保育内容の一層の充実を図るため、従前から国に対して必要な財源措置を講じるよう要望しているところです。

私立幼稚園に対する支援として平成29年度に幼稚園教諭の人材確保支援にかかる制度を創設し、幼稚園教諭の処遇改善に取り組む園に対して、経常費補助金を加算しています。

また、保育人材確保のため、潜在保育士の現場復帰を促す保育士・保育所支援センター事業、保育士資格の新規取得者の確保や潜在保育士の再就職支援のための保育士修学資金貸付等事業を実施しているところです。

放課後児童支援員については、必要な知識及び技術の習得並びに課題を共有するための大阪府放課後児童支援員等資質向上研修を実施しています。

また、国の処遇改善事業として、放課後児童支援員としての経験年数等に応じた費用を補助する「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」のほか、職員の賃金改善への補助事業を実施しています。引き続き、処遇改善事業が活用されるよう市町村に働きかけてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課
教育庁 私学課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて(★)

②待機児童、潜在的(隠れ)待機児童の減少に向けて

市町村と連携して、計画的に保育園の増設などを整備すること。実態把握のうえ、待機児童・潜在的待機児童の解消に向け、市町村に対して受け皿の拡大や保育士の確保、近隣自治体との調整へ向けた支援を行うこと。

すべての子どもが希望する保育所等へ入所できるよう意向を把握したうえで入所審査を厳格化し、事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実などを行うこと。

また、医療的ケア児を含む障がいのある児童の受け入れや兄弟姉妹の同一保育施設への入所など、保育の質を向上させること。

(回答)

保育の提供体制については、実施主体である市町村が、子ども・子育て支援に係る地域の利用状況や利用希望等を把握したうえで策定する「市町村子ども子育て支援事業計画」をもとに、整備等を行うものです。

府としては、待機児童の解消に向けて、就学前教育・保育施設整備交付金を活用した保育所の整備等に取り組む市町村の支援に努めるとともに、市町村を通じ、認可申請があれば速やかにその内容を審査し、認可手続きを進めているところです。

また、待機児童の解消に向けて、府内市町村の参画を得て設置した待機児童対策協議会において、市町村の区域を超えた広域的な見地から調整が必要なものの又は専門性が高いものについて協議を進めています。

医療的ケア児を含む障がいのある児童の受入や、兄弟姉妹の同一保育施設への入所などを含めた保育所等の利用調整にあたっては、保育の実施主体である市町村が、保護者の意向や状況を把握し、利用可能な保育所等のあっせんなど適切に対応しているところです。

(回答部局課名)

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて (★)

③大阪府子ども計画の策定に向けて

「大阪府子ども計画」策定にあたっては、障がいの有無や生活困窮にある子どもたちを含めたすべての子どもたちが公平な教育が受けられるよう生活実態の調査等を行い、実効性のある計画を策定すること。

困難を有する子ども・若者とその家族の支援にあたっては、福祉と教育の連携など、ライフサイクルを通した切れ目のない支援を行うこと。

(回答)

大阪府子ども計画の策定にあたっては、市町村と協力の上、「子どもの生活に関する実態調査」及び子育て当事者を対象に課題やニーズ把握のための調査を実施するとともに、各種データを活用し、府の子ども・若者、子育て家庭を取巻く現状と課題の分析を行いました。

こうした現状・課題等を踏まえつつ、現在令和6年度末の計画策定に向けて取り組んでいるところです。

また、本計画においては、教育をはじめ子どもに関するあらゆる部局との連携・協働を図るとともに、こども大綱に沿って、子どもの誕生前から幼児期、学童期・思春期、青年期というライフステージ別の支援に加え、子どもの全ての成長過程（ライフステージ）にわたる支援、子育て当事者に対する支援といった5つの基本方向を定め、困難を抱える子ども・若者への支援の充実や子どもの貧困対策の推進も含めて15の重点施策を設定することとしています。

(回答部局課名)

福祉部 子ども家庭局 子ども青少年課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて (★)

④地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。市町村と連携し保護者の意向や状況を把握し、多様な保育サービスが実施可能な施設の拡大に伴う保育士、看護師確保の支援を行うこと。

また、病児・病後児保育について、空き状況や予約をネット対応可能なシステムの拡充を推進していくこと。

さらに、小 1 の壁を越えて継続就労ができるよう、放課後児童クラブの時間延長や子ども預かり施設への支援を行うこと。

(回答)

地域子ども・子育て支援事業については、国において毎年基準額の充実等の見直しが行われており、実施主体である市町村が、子ども・子育て支援に係る地域の利用状況や利用希望等を把握したうえで策定する「市町村子ども子育て支援事業計画」に基づいて実施しています。

府としては、子ども・子育て支援交付金や施設型給付における加算を通じ、これら市町村の支援に引き続き取り組んでまいります。

病児・病後児保育における予約・キャンセル等の I C T 化に係るシステム導入については、国の保育対策総合支援事業費補助金により支援されており、地域の実情に応じ、市町村に活用いただいているところです。

放課後児童クラブの利用時間等につきましては、地域の実情に応じて、国が定める運営基準や指針を踏まえ、市町村において定められています。

また、放課後児童クラブの運営に係る経費について、府として国制度に基づき、所定の負担分について市町村に対し支援を行っているところです。

引き続き、必要な財政的支援に努めてまいります

(回答部局課名)

福祉部 子ども家庭局 子ども子育て支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて (★)

⑤企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、保育の質を確保するため認可施設への移行を進めるとともに、地域利用枠を拡大するなど地域貢献にもつなげるよう働きかけること。

(回答)

企業主導型保育施設は、子ども・子育て拠出金を負担している企業等が従業員のために設置する保育施設であって、企業主導型保育事業の助成を受けるもので、児童福祉法に基づく認可外保育施設に該当します。

認可施設への移行については、施設設置者である企業等と保育の実施主体である施設所在市町村の判断により進められるものと考えますが、府としては、移行に必要となる費用の一部を補助することで支援しているところです。

また、地域利用枠の拡大については、施設を設置する事業者が、企業主導型保育事業の実施機関である公益財団法人児童育成協会と連携して判断されるものです。

なお、府では、企業主導型保育施設の情報を市町村や府民に向けて発信することで、地域利用枠が有効に活用されるよう取り組んでいるところです。

(回答部局課名)

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて (★)

⑥子どもの貧困対策と居場所支援について

「第2次大阪府子ども貧困対策計画」にもとづき実効性のある対策と効果の検証を行うこと。

困窮家庭における相談窓口を一本化し、必要な支援が確実に享受できる体制を整備すること。就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、アウトリーチ型の支援や、土日祝や夜間での相談体制の充実、行政手続きの簡素化を行うこと。

「子ども食堂」が地域における子どもや子育て世帯の居場所となるよう、学校・企業・福祉などと連携したネットワーク構築へ向け、市町村の取り組みを支援すること。「住む場所による差」がでないよう、特に設置の少ない市町村に対しての実施支援・働きかけを強めること。

(回答)

「第2次大阪府子どもの貧困対策計画(R2～R6年度)」では、関係部局が連携し、生活支援、教育支援、孤立防止など総合的に取組を推進してきました。「第3次大阪府子どもの貧困対策計画(R7～R11年度)」では、これまでの取組状況や子どもの生活実態調査(R5年度)の結果等を踏まえ、支援につなぐ人材の定着やノウハウの蓄積等に資する取組を行う市町村を支援し、他の市町村にも好事例を展開していきます。

ひとり親家庭への相談支援については、府立母子・父子福祉センターにおいて、生活全般に係る相談等を土曜日も行うとともに、夜間や日曜日については、別途委託し電話相談を行うほか、市町村の相談窓口とも連携し、府民により身近な場所においても相談できるようにすることで、就労状況に関わらず相談しやすい体制を整備しています。

子ども食堂については、府として、府の子ども輝く未来基金を活用し、子ども食堂等で使用する学習教材の購入等への支援や、国の臨時交付金を活用し、缶詰・レトルト食品等の食品セットを配付する事業を実施しています。また、市町村に対しては、子ども食堂等の居場所への運営補助等への支援や、子ども食堂等と地域の関係団体との連携等への補助を実施しています。さらに、R7年度から、府福祉基金を活用して、地域で子ども食堂のネットワーク化の形成に取り組む民間団体を支援することで、府内全域に活動が広がるよう取り組んでいます。

(回答部局課名)

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて(★)

⑥子どもの貧困対策と居場所支援について

「第2次大阪府子ども貧困対策計画」にもとづき実効性のある対策と効果の検証を行うこと。

困窮家庭における相談窓口を一本化し、必要な支援が確実に享受できる体制を整備すること。就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、アウトリーチ型の支援や、土日祝や夜間での相談体制の充実、行政手続きの簡素化を行うこと。

「子ども食堂」が地域における子どもや子育て世帯の居場所となるよう、学校・企業・福祉などと連携したネットワーク構築へ向け、市町村の取り組みを支援すること。「住む場所による差」がでないよう、特に設置の少ない市町村に対しての実施支援・働きかけを強めること。

(回答)

府教育庁では、福祉部と連携し、今後とも「学びを支える環境づくりを支援する」こと等をねらいとした事業の取組みを進めてまいります。

(回答部局課名)

教育庁 人権教育企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて(★)

⑦子どもの虐待防止対策について

子どもの権利条約およびこども基本法の内容・理念を周知し普及に努めること。

児童虐待の相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的取り組みや介入徹底など児童相談所の機能を強化するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。あわせて、児童相談所の権限を強化するよう、国に強く求めること。

また、「児童虐待防止法」や国民の通告義務の啓発・広報の徹底を図るとともに、児童虐待防止をよびかける「オレンジリボン運動」を推進し、新たな未然防止策を講じること。

(回答)

大阪府の子ども家庭センターにおける令和5年度の児童虐待相談対応件数は、15,140件であり、平成27年度以降1万件を超える高い水準で推移しております。

児童虐待は、子どもの心身の発達に深刻な影響を与え、時には生命の危機に発展する重大な人権侵害であるとの認識のもと、増加し複雑化する児童虐待事例に対応するため、大阪府では、児童福祉司及び児童心理司を計画的に増員してきたところです。

また、職員向けの研修として、府の福祉専門職全体の系統的な研修や、国の義務研修である「児童福祉司任用後研修」「児童福祉司スーパーバイザー研修」の受講に加え、児童福祉司に基本的な知識・技術を獲得するための座学やロールプレイ研修を実施しています。

さらに、日々のOJTを通じ、子ども・家族のアセスメント、方針の決定、保護者への対応等における判断や援助技術を獲得できるよう、実際の事例を一緒に進める中で、ベテラン職員が実例を示し、育成に努めています。

大阪府では、ひとりでも多くの府民の方に、「児童虐待防止」について関心を持っていただくとともに、「虐待かも」と思った際に通告いただけるよう、毎年11月を中心に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施しています。

今年度は、ガンバ大阪、大阪ラヴィッツに加え、大阪ブルテオンにも協力いただき、3チームとの連携ポスター・動画を作成し、ポスターを大阪モノレールの駅構内等に掲示、大阪ブルテオンの試合会場にて動画の放映、啓発物品の配布等を行ったほか、民間団体等との協働により、協力企業に設置のデジタルサイネージやラジオ放送において広報啓発の取り組みを行いました。

今後とも、児童虐待の未然防止や早期発見につながるよう、より効果的な啓

発活動に取り組んでまいります。

引き続き、地域のネットワークを最大限活用することにより、児童虐待の未然防止や早期発見に取り組むとともに、必要な支援を行っていきます。

(回答部局課名)

福祉部 子ども家庭局 家庭支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて (★)

⑧ヤングケアラーへの対策について

各種の実態調査を踏まえた課題把握により、迅速な社会的・経済的支援を行い、子どもたちが教育の機会を奪われることのないよう、社会的孤立を防ぐ支援を早急に行うこと。

地域包括支援センターを拠点に福祉・介護・医療・教育等の様々な機関と連携を強化し、早期発見が可能な仕組みを構築し、重層的支援体制を整備すること。

また学校や地域での早期発見につながるよう、各市町村とも連携し、具体的な事例や概念について広く周知を行い、理解促進に努めること。

(回答)

大阪府では、ヤングケアラーへの支援を進める必要があるとの認識のもと、市町村、事業者や学校とも連携した取組みが進められるよう、府の施策の方向性と具体的取組みを示すため、大阪府ヤングケアラー支援推進指針を令和4年3月に策定し、①社会的認知度の向上、早期発見・把握、②プラットフォームの整備、③支援策の充実について、重点的に施策を推進してきました。令和6年12月には、同年6月の子ども・若者育成支援推進法改正により、都道府県の役割が明確化されたことなどを踏まえ、同指針を改定しました。

社会的認知度の向上、早期発見・把握の取組として、シンポジウム等を開催するとともに地域包括支援センターの職員などの福祉専門職等を対象とした研修を実施しており、過去に実施をした福祉専門職を対象とした実態調査の結果を活用しております。

プラットフォームの整備を図るため、市町村支援の取組みとして、市町村担当課長会議では好事例の共有や学識経験者による講演会を開催するとともに、市町村担当職員やスクールソーシャルワーカー、コミュニティソーシャルワーカー等を対象とした研修に講師を派遣しており、30市町村で28回実施しております。

支援策の充実としては、大阪府福祉基金を活用して、ヤングケアラー支援に取り組む10団体に助成をしました。

今後とも、同指針に基づく取組みを通じて、子どもや若者が家族の世話のた

めに自身の可能性を諦めることなく、自分の将来を自分で切り拓いていくことが叶う社会の実現に取り組んでまいります。

(回答部局課名)

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

福祉部 子ども家庭局 子ども青少年課 (傍線部)

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて (★)

⑧ヤングケアラーへの対策について

各種の実態調査を踏まえた課題把握により、迅速な社会的・経済的支援を行い、子どもたちが教育の機会を奪われることのないよう、社会的孤立を防ぐ支援を早急に行うこと。

地域包括支援センターを拠点に福祉・介護・医療・教育等の様々な機関と連携を強化し、早期発見が可能な仕組みを構築し、重層的支援体制を整備すること。

また学校や地域での早期発見につながるよう、各市町村とも連携し、具体的な事例や概念について広く周知を行い、理解促進に努めること。

(回答)

府立高校については、ヤングケアラーの実態を早期に把握するとともに、支援につながるができるよう、アンケート調査を実施しています。ヤングケアラーに対しては、ケアを要する家族に適切なサービスを提供し、ケアの負担を軽減、解消することが重要であり、関係部局との連携が必要不可欠であると認識しています。福祉部が事務局の庁内横断的な「ヤングケアラー支援関係課長会議」において、府立高校におけるヤングケアラーの実態調査の結果や今後の取組みの方向性について情報共有しながら、様々な課題を抱える子どもたちを支援してまいります。

なお、2024（令和6）年度は、高等支援学校5校と府立中学校2校を含む122校にスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置しています。今後も引き続き、事業の効率的な運用に努めてまいります。

【高等学校課】

小中学校においては、府内小学校5・6年生を対象に実施する「すくすくウォッチ」のアンケートに設定したヤングケアラーの把握に関わる項目の結果分析を、各校での児童への関わりに生かしたり、市町村教育委員会における取組み改善につなげたりできるよう、市町村教育委員会に対して指導助言を行っています。

また、この結果分析をふまえて作成したリーフレット「ヤングケアラーの支援に向けて」において、生活アンケート等の項目の工夫や、支援に入る際の子どもへの配慮等について示し、市町村教育委員会を通じて各校に配付するとともに、研修等の機会を通じて説明を行い、専門家や関係機関との連携による支援の充実を促しています。

【小中学校課】

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 高等学校課

教育庁 市町村教育室 小中学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(6) 誰も自死に追い込まれない、相談体制の強化について

自死相談者に対応する相談員の増員や研修制度の充実、さらには SNS による相談体制の充実など、相談体制を強化すること。あわせて、相談員がメンタル不調に陥らないよう、対策を十分に講じること。

また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うため、市町村や NPO などの民間団体と連携するとともに、取り組みへの支援を行うこと。

(回答)

本府では、こころの健康総合センターにおいて、市町村職員、医療従事者、教育機関職員等を対象に、自殺未遂者支援研修や若年層自殺対策研修、ゲートキーパー養成研修など、相談員の人材育成を目的とした研修を実施するとともに、支援者のこころのケアに関するリーフレットを作成し関係機関に配布するほか、ホームページ等を通じて情報提供しています。

また、生きづらさを感じている方に対して、面談や電話、SNS による相談を実施するとともに、国の地域自殺対策強化交付金を活用して市町村や府内民間団体の自殺対策の取り組みを支援するなど、府域における支援体制の構築を進めています。

引き続き、市町村や民間団体など関係機関とも密接に連携し、生きづらさを感じている方が自殺に追い込まれることのないよう、寄り添った支援を行っていきます。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 地域保健課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(6) 誰も自死に追い込まれない、相談体制の強化について

自死相談者に対応する相談員の増員や研修制度の充実、さらには SNS による相談体制の充実など、相談体制を強化すること。あわせて、相談員がメンタル不調に陥らないよう、対策を十分に講じること。

また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うため、市町村や NPO などの民間団体と連携するとともに、取り組みへの支援を行うこと。

(回答)

職場において心の健康に不安を感じている労働者、従業員の心の健康問題に関わる中小企業の人事労務担当者及び使用者に対して、精神科医、臨床心理士、産業カウンセラーが相談に応じる取組み（メンタルヘルス専門相談）を平成 24 年 5 月から、毎月 5 回実施しているところです。

事業所における、メンタルヘルス不調者への対応、職場復帰のための支援、職場環境等の改善などのメンタルヘルス対策の課題に対応するため、メンタルヘルス推進担当者や人事労務担当者に対する研修(事業所のメンタルヘルス推進担当者研修会)を令和 7 年度は 2 回とりおこなう予定です。

(回答部局課名)

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。